

府立学校 校長・准校長 様

教 育 振 興 室 長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

標記について、別添のとおり、令和5年2月10日付け4文科初第2153号により、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

ついては、令和4年度卒業式については、文部科学省通知に基づき、下記に留意して実施願います。

記

- 基本的な考え方
 - ・ 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
 - ・ 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要とする。
- 国歌・校歌等の斉唱、合唱等
 - ・ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とする。
- 留意事項
 - ・ 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
 - ・ マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行うこと。

<連絡先>

高等学校課 教務グループ

TEL 06-6946-2387（直通）

支援教育課 学事・教務・支援グループ

TEL 06-6941-0618（直通）